

つがる市
結婚生活スタートアップ事業
ご案内

(R8 年度版)



つがる市

つがる市は新婚世帯の新生活を応援します！

結婚生活スタートアップ事業

この制度は、結婚に伴う新生活のスタートアップに係るコストを軽減するために、新婚世帯を対象に住宅取得費用、住宅のリフォーム費用、住宅賃借費用及び引越費用並びに生活家電購入費用の一部を補助するものです。

【補助対象経費】

令和8年4月1日から令和9年3月31日までに支払った経費が対象となります。

区 分	内 容
(1) 住宅取得費用	・婚姻に伴い新たに住宅を購入、新築した際に要した費用であること ・取得日：鍵を引き渡された日
(2) 住宅リフォーム費用	・婚姻に伴い住宅をリフォームする際に要した費用のうち、住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用であること。 ・倉庫、車庫に係る工事費用、門、フェンス、直栽等の外構に係る工事費用については対象外とする。 ・リフォーム日：リフォーム工事が完了した日
(3) 住宅賃借費用	・婚姻に伴い新たに物件を賃借する際に要した費用のうち、賃料（上限3か月分）、敷金、礼金、共益費（上限3か月分）及び仲介手数料。※賃料及び共益費について、月の途中で入居した場合、日割り計算とする。 ・賃借日：賃貸借契約期間の初日
(4) 引越費用	・婚姻に伴う引越費用（引越業者又は運送業者への支払いに係る実費に限る。） ・引越日：引越荷物を運送した日
(5) 生活家電購入費用	・家庭内の家事の労力を減らす、又は生活に密着する家電製品（1点あたり3万円以上のものとする）を購入した費用であること。 ・家事家電、調理家電又は季節家電に限り、娯楽家電（テレビ等のビジュアル家電、オーディオ家電、情報家電等）は除く。

【補助額】 ※1,000円未満切り捨て **※予算に達した場合、受付を終了することがあります。**

■ (1) 住宅取得費用、(2) 住宅リフォーム費用、(3) 住宅賃借費用、(4) 引越費用の合計額

①夫婦共に29歳以下の世帯 : 1世帯あたり 上限60万円

②夫婦共に39歳以下で、①以外の世帯 : 1世帯あたり 上限30万円

③継続補助世帯：令和7年度に交付決定を受けた世帯のうち、上限額まで受け取っていない場合、令和8年度にその差額分を申請できる。

■ (5) 生活家電購入費用 1世帯あたり 上限10万円

【生活家電】 ※1点3万円以上

商品分類等	内 容
家事家電	洗濯機、衣類乾燥機、掃除機、ふとん乾燥機等
調理家電	冷蔵庫、冷凍庫、保冷庫、炊飯器、電子レンジ、オープンレンジ、ガステーブル、電気ポット、ホットプレート、クッキングヒーター、食器洗い機・乾燥機等
季節家電	エアコン、扇風機、空気清浄機、除湿器、加湿器、電気ストーブ、電気カーペット、石油暖房器具、換気扇等

【補助対象世帯】

次の①から⑩の要件をすべて満たす世帯が対象となります。

①	令和8年1月1日から令和9年3月31日までに婚姻した新婚世帯
②	新婚夫婦の所得を合算した額が500万円未満であること
③	夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下であること
④	夫婦がともにつがる市に住民登録を有し、申請時に夫婦双方の住民票の住所が当該住宅の住所となっている
⑤	夫婦の双方又は一方が、過去にこの制度に基づく補助を受けたことがない
⑥	「ライフデザイン講座」、「プレコンセプションケア講座」、「共家事・共育て講座」、「医療機関への妊娠・出産に関する相談」のいずれかを、ご夫婦双方で受講していること
⑦	税の滞納がないこと
⑧	他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと
⑨	3年以上継続してつがる市に居住する意思があること
⑩	夫婦の双方又は世帯構成員が、暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと

【継続補助世帯】

次の①から②の要件をすべて満たす世帯が対象となります。

①	令和7年4月1日から令和8年3月31日までに当事業の交付決定を受けた世帯
②	「住宅取得費用」「住宅リフォーム費用」「住宅賃借費用」「引越費用」の交付決定額が上限額に満たなかった世帯

結婚・妊娠・子育ての相談機会提供・支援プログラム

以下の「ライフデザイン講座」、「プレコンセプションケア講座」、「共家事・子育て講座」、「医療機関への妊娠・出産に関する相談」のいずれかを、ご夫婦双方が受講する必要があります。

■受講方法

個別対応とし、夫婦同席又は夫婦それぞれでの受講を可能とする。

■受講時期

下記のいずれかに受講すること

- ・申請に関する相談時
- ・申請書類提出時

※どうしても日程調整がつかず、上記の時期に受講できなかった場合は、別のタイミングでの受講も可能とします（要相談）。

【ライフデザイン支援講座】

将来のライフイベント（進学、就職、結婚・育児、住宅の確保、資産の形成、老後など）について、自分の価値観に基づいた選択ができるよう、自分の考え方や見通しを整理し、納得できる生き方を見つける方法である。（こども家庭庁 ライフデザイン支援ポータルサイトより抜粋）

■講座内容

講座の受講に際しては、以下の①から②をすべて満たすこと。

① 冊子「LIFE DESIGN AOMORI」の P7～P8 を自宅等でお読みいただくこと

- ・1世帯に1冊配布（相談時および申請時に配布）

② ライフデザインシートの記入

- ・申請に関する必要書類配布時に、ライフデザインシートを配布し、記入等の説明を行う。
- ・シートを自宅で記入後、申請書類とともに原本をコピーしたものを提出すること。

未来の自分をデザインしましょう！

未来は少しずつ動き出す!!



【プレコンセプションケアに関する講座】

「プレコンセプションケア」は若い男女が将来のライフプランを考えながら、日々の生活や健康と向き合うことです。これは今の自分や将来の自分の健康につながるだけでなく、将来の次世代を担う子どもたちの健康にも関わります。

将来の妊娠・出産を希望しない方でも、性や妊娠・出産について科学的に正しい知識を持つておくことは、自分や相手を守るためにも必要なことといえます。

■講座内容

講座の受講に際しては、以下の①から②をすべて満たすこと。

① 動画視聴（自宅で視聴）

国立研究開発法人国立成育医療研究センターが提供する「プレコンセプションケア啓発動画 2022」（約9分12秒）を視聴すること。

視聴リンク：プレコンセプションケア啓発動画 2022

<https://www.ncchd.go.jp/hospital/about/section/preconception/> 〈外部リンク〉

② プレコンセプションケア・チェックシート

男性用および女性用のチェックシートをそれぞれ記入すること。

- ・申請に関する必要書類配布時に、プレコンセプションケア・チェックシートを配布し、説明を行う。
- ・チェックシートを自宅で記入後、申請書類とともにそのコピーを提出すること。

からだは毎日、一生懸命に活動しています。

からだところろの声をきちんと聴いて、メンテナンス＝ケアをしましょう！



【医療機関等における妊娠・出産に関する相談】

本相談は、医師、保健師、助産師などの専門職に妊娠や出産に関する不安や疑問を相談できる機会である。

■講座内容

相談内容に応じて初期対応を行い、必要に応じて医療機関及び子育て健康課保健師を紹介する。



【共家事・共育て講座】

「共家事・共育て」の目的は、男女が平等に家事・育児を分担し、家庭内の負担を軽減すること、そしてそれを通じて社会全体の男女平等を実現することである。

<共家事>

家事の分担には、掃除、洗濯、料理、買い物など、家庭内で必要なさまざまな仕事が含まれる。共家事は、従来「女性が担当することが多かった家事」を、男性も積極的に担うことを意味する。

<共育て>

育児の責任を男女が平等に分担することである。従来、育児は主に母親の役割とされていたが、現在では父親も積極的に育児に参加することが期待されている。

共育ての重要な側面は、父親が子どもの世話をすることや育児計画に関与することである。例えば、子どものお風呂や寝かしつけ、学校行事への参加などである。これにより、母親の負担を軽減し、子どもにとっても父親との関係が深まる。

■講座内容

講座の受講に際し、以下の①から②をすべて満たすこと。

- ①**動画拝聴**（自宅で視聴） 厚生労働省「共育プロジェクト」セミナー動画（個人向け）
- ・男子のための「大人の家庭科」～共育(トモイク)×ジリメン～ 44分51秒
 - ・”産後ケア”って何するの？はじめての産後期と”夫婦共育”の話 58分41秒
 - ・共に育てるための夫婦の会話術セミナー 41分45秒
 - ・「ドラマ」から読み解く育休と家事シェア 58分01秒
 - ・パパからはじまる家族の幸せ～「がんばる」ではなく「楽しむ」育児休業～ 1時間19分59秒

<https://tomoiku.mhlw.go.jp/seminarevent/archive/> 〈外部リンク〉

②**共家事（ともかじ）・共育（ともいく）チェックシート**

- ・申請に関する必要書類配布時に、共家事・共育のチェックシートを配布し、説明を行う。
- ・自宅でチェックシートの『実際』欄を各自記入し、その内容をもとに夫婦で話し合っって『理想』欄を記入する。その後、記入したシートのコピーを申請書類とともに提出すること。

はじめから完璧でなくてもよく、

少しずつ工夫しながら夫婦で協力して進めていきましょう！



【申請から決定までの流れ】

申請期間：令和8年4月1日～令和9年3月31日

※土日祝日、年末年始を除く

必ず事前に相談を

市役所 2階 地域創生課

☎ 0173-42-2111 (内線 363)

申請の内容によっては該当しない場合もありますので、必ず事前にご相談ください。

申請

交付申請に必要な書類を「つがる市結婚生活スタートアップ事業補助金交付申請」に添えて提出する

○申請書に添付する書類については、P7~8を参考にしてください。

○書類一式は、地域創生課（市役所2階）に直接提出してください。

○講座は地域創生課で夫婦同席又は夫婦それぞれでの受講が可能。

「ライフデザイン支援講座」「プレコンセプションケア講座」「妊娠・出産に関する相談」「共家事・子育て講座」のうちいずれかを、夫婦ともに個別で受講する

審査・交付決定

内容を審査し、交付決定兼額確定通知書を送付する

○補助金交付決定額兼額確定通知書を送付します。

○補助金交付請求書を記入の上、地域創生課に提出してください。

請求書を提出

交付決定通知書が届いたら、同封の請求書に振込口座の通帳又はキャッシュカードの写しを添付して提出する
(金融機関名、口座番号、口座名義人がわかるもの)

補助金の支払い

請求額を申請者（口座振込）に振り込む

指定された口座に振り込みします。

【交付申請に必要な書類】

つがる市結婚生活スタートアップ事業補助金交付申請書（様式第1号）に以下の書類を添えて提出します。

必要書類	説明
<共通書類> 本制度を利用する申請者全員が提出する書類	
①婚姻後の戸籍抄本又は婚姻届受理証明	○婚姻日及び夫婦の生年月日が確認できる書類
②世帯全員の住民票 ※窓口で職員に、前住所も記入していただくようお願いください。	○個人番号の記載がないもの ○本籍、続柄のあるもの ○3か月以内に発行された住民票を提出してください
③夫婦それぞれの所得証明書	○申請月が令和8年4～5月の方…令和7年度（令和6年分） 申請月が令和8年6月以降の方…令和8年度（令和7年分） ○合計所得金額を明らかにできる自治体の証明書 ○所得証明書か課税証明書等
④夫婦それぞれの納税証明書	○税の滞納がないことを証明する書類
⑤貸与型奨学金の返済額がわかる書類 ※該当者のみ	○貸与型奨学金の返済を現に行っている場合、夫婦の合計所得金額を合算した額から貸与型奨学金の年間返済額を控除する※所得証明書の期間と同一期間である。 ○奨学金返還証明書、返済額が確認できる書類（通帳等）
⑥事業チェックシート	夫婦で1枚記載
⑦事業アンケート	夫婦で1枚記載
⑧ライフデザインシート	当該講座を受講された方
⑨プレコンセプションケア・チェックシート	当該講座を受講された方
⑩医療機関、助産師、保健師における相談等結果	当該相談等を実施された方
⑪共家事・子育てチェックシート	当該講座を受講された方
<住宅取得利用の場合> ①～⑤の書類に下記の書類を添えて提出してください。	
住居の売買契約書又は工事請負契約書の写し	○入居対象となる住居の名義人が夫婦のいずれかであること
住居取得に係る領収書の写し	○令和8年4月1日から令和9年3月31日までに支払った金額が確認できる領収書 ○婚姻日から起算して1年以内に婚姻を機として取得した住宅であること
建物の登記事項証明書の写し又は検査済証の写し	○建物の登記事項証明書の写し（不動産登記法第119条に規定） ○建築基準法に基づく検査済証の写し（建築基準法に基づくもの）

建物配置図及び建物平面図	○位置図、建物配置図及び建物平面図
工事内訳書の写し及び住宅の全景写真	○工事内訳書の写し ○住宅の全景写真
<住宅リフォーム利用の場合> ①～⑩の書類に下記の書類を添えて提出してください。	
住居の工事請負契約書又は請書の写し	○入居対象となる住居の名義人が夫婦のいずれかであること
工事内訳書の写し及び住宅の全景写真	○工事内訳書の写し
住宅リフォームに係る領収書の写し	○令和8年4月1日から令和9年3月31日までに支払った費用であること及び支払った金額が領収書等で確認できること ○婚姻日から起算して1年以内に婚姻を機として実施した住宅のリフォームであること
住宅のリフォーム前後の写真	○リフォーム前後の写真
<住宅賃借利用の場合> ①～⑩の書類に下記の書類を添えて提出してください。	
入居対象となる住居の賃貸借契約書の写し	○賃貸借契約書の原本を提出してください。 内容を確認し、コピーさせていただきます。 ○入居対象となる住宅の契約者が夫婦のいずれかであること ○賃貸借契約の締結者が交付申請者となる
家賃内訳証明書（様式第2号）	○賃貸借契約書で家賃、敷金、礼金、共益費及び仲介手数料等の内訳が不明確な場合に提出してください
住居の賃借に係る領収書の写し	○賃料（3か月分）、共益費（3か月分）、敷金、礼金、仲介手数料
住宅手当支給証明書（様式第3号）	○勤務先が発行する住宅手当支給証明書等により、手当支給額を把握し、当該金額を控除した金額を対象経費とする（3か月分）
<引越利用の場合> ①～⑩の書類に下記の書類を添えて提出してください。	
引越しに係る領収書の写し	○令和8年4月1日から令和9年3月31日までに支払った金額及び氏名を確認できる領収書 ○申請時に、夫婦の住所票の住所が、引越後の住宅の住所となっていること ○引越業者、運送業者等への支払に関する実費
<生活家電購入の場合> ①～⑩の書類に下記の書類を添えて提出してください。	
生活家電に係る領収書の写し	○令和8年4月1日から令和9年3月31日までに支払ったもので、購入した家電や金額及び申請者の氏名を確認できる領収書 ○取り付け工事費用等は対象外となります。

【申請書類について】

つがる市の場合、証明書の発行窓口と手数料は以下のとおりです。

R8.4.1 現在

証明書類	窓 口	手数料
戸籍謄本（婚姻後）	市民課（市役所 1 階）、つがる出張所、稲垣出張所、車力出張所	450 円
婚姻届受理証明書	市民課（市役所 1 階）、稲垣出張所、車力出張所	350 円
住民票（世帯全員）	市民課（市役所 1 階）、つがる出張所、稲垣出張所、車力出張所	300 円
所得証明書	税務課（市役所 1 階）	300 円
完納証明書	収納課（市役所 1 階）	300 円

【受付窓口業務時間】

○市役所、稲垣出張所、車力出張所

平日：午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分（年末年始を除く）

○つがる出張所（イオンモールつがる柏内）

平日・土日祝祭日：午前 10 時から午後 7 時（年末年始を除く）

【その他】

○婚姻届について

婚姻届は市役所市民課で受付しています。つがる出張所、稲垣出張所、車力出張所では受付していません。土・日・祝日はつがる市役所で受付しています。

○確定申告

この補助金は所得税法上、課税対象となりますので確定申告が必要となる場合があります。税務署または税務課（42-2111 内線 212、219）にご相談ください。

【問い合わせ先】

つがる市役所 2 階 地域創生課（42-2111 内線 363）

業務時間 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分（土日祝日、年末年始を除く。）

令和8年度つがる市結婚生活スタートアップ事業補助金 Q&A

Q1 申請者は夫婦のどちらでもよろしいでしょうか。
A 住居の契約名義人が申請者となります。
Q2 申請書はどこで配布していますか。
A つがる市役所2階⑭地域創生課で配布しています。 つがる市のホームページからもダウンロードできます。(つがる市ホームページ→組織から探す→地域創生課→結婚支援事業「つがる市結婚生活スタートアップ事業」)
Q3 対象者の年齢は、いつ時点での年齢を指しますか。
A 婚姻届受理証明書や戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)に記載されている婚姻日時点での満年齢を指します。 ※年齢計算に関する法律第2項及び民法第143条に基づき、誕生日の前日に年齢が加算されます。
Q4 婚姻届をまだ出していないのですが、補助金の申請をすることはできますか。
A 婚姻届の提出・受理後でないと申請できません。 ※結婚予定のある方はご相談ください。
Q5 所得と収入は違いますか。
A 本制度でいう「合計所得」とは以下のとおりです。 ○給与所得者の場合: 所得とは前年1年間の給料の総額(=収入)から給与所得控除額を差し引いたものです。(所得=1年間の給与等の収入金額-給与所得控除額) ※所得からさらに社会保険料を控除した額は「課税総所得金額」という、ここでいう所得とは異なります。 ○自営業者の場合: 前年1年間の売上金額から必要経費を差し引いたものです。 (所得=1年間の売上金額-必要経費)
Q6 婚姻届提出前から同居している場合、補助金の対象期間は婚姻届提出日以降ですか。
A 契約書等で婚姻を機に同居していることがわかる場合は、同居開始日から補助対象となります。
Q7 婚姻を機に夫婦の一方が婚姻前から賃借している物件にもう一方が入居する場合、補助対象となりますか。
A 対象となります。ただし、補助対象となるのは、夫婦の一方が婚姻前から賃借していた物件であれば婚姻を契機とした同居開始後に生じた費用に限ります。
Q8 夫婦の一方又は双方の親等の親族が同居する場合にも補助の対象となりますか。
A 対象となります。ただし、住宅取得や住宅賃借のための契約名義が夫婦のいずれかであり、かつ、これに係る費用の支払いを夫婦のいずれかが行っていることが必要となります。
Q9 契約名義人が夫婦の親であり、夫婦が親に住宅賃借費用または住宅取得費用相当分を支払っている場合、補助の対象となりますか。
A 対象となりません。

Q10 引越費用について対象となる費用はどのようなものですか。
A 引越業者や運送業者を利用して行った、住居の移転に伴う荷物の移動・運送に要した費用が対象となります。したがって、引越業者や運送業者発行の領収書によって、引越費用であることが確認できない費目は対象外となります。(例: 不用品の処分費用、自らレンタカーを借りる・友人に頼む等して引っ越した場合にかかった費用 等)
Q11 夫婦の一方が婚姻前から親等の親族と同居しており、婚姻を機に配偶者が当該住宅に入居する場合、配偶者の引越費用は対象となりますか。
A 対象となります。
Q12 夫の実家に妻が転入してきたが、補助金の対象になりますか。
A 引越業者や運送業者に支払った引越費用があれば対象となります
Q13 勤務先から住宅手当が支給されている場合は、住宅手当分は対象外となりますか。
A 対象外となります。このため、勤務先が発行する住宅手当支給証明書や給与明細等により、手当支給額を把握し、当該金額を控除した金額を対象とします。
Q14 公営住宅の入居者も対象となりますか。
A 対象となります。
Q15 再婚の世帯も補助の対象となりますか。
A 対象となります。ただし、夫婦の一方又は双方が本制度による補助金を過去に受けたことがある場合(他の地方自治体での補助を含む)は補助の対象となりません。
Q16 手続きが完了したら通知がありますか。
A 審査の結果、補助金の交付が決定した方には、「交付決定兼額確定通知書」を送付します。
Q17 賃貸借契約書に敷金に係る記載はないが、敷金の支払いを裏付ける領収書が発行されている場合、領収書の確認のみでよいですか。
A 領収書の確認のみで可です。ただし、領収書に記載されている費目が敷金となっていること、賃貸借契約書に記載されている住宅に対して支払われていることを書面より確認できること。
Q18 住居のリフォームについて対象となる費用はどのようなものですか。
A 婚姻に伴う住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用。倉庫、車庫に係る工事費用、門、フェンス、直栽等の外構に係る工事費用については対象外となります。
Q19 住居取得、住宅リフォームの補助について、国の他の住宅に係る補助制度との併用は可能ですか。
A 併用はできません。

Q20 住宅賃借費用の対象としないものは何か。

A 鍵交換や清掃の費用、賃貸保証料、火災保険料、更新料、水道光熱費、駐車場代などは、対象としない。

Q21 新たに購入した家具などを新居へ直接配送してもらう費用は、対象となるか。

A 対象としない。

Q22 事実婚及びパートナーシップ制度は、対象となるか。

A 対象としない。

末永くお幸せに！



つがるちゃん
(つがる市のPRキャラクター)